

4畜産第1093号  
令和4年7月27日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 様

農林水産省畜産局畜産振興課長

家畜改良増殖法第4条第1項及び第6条第3項の適正実施について

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「法」という。）第4条第1項においては、牛、馬その他政令で定める家畜の雄（政令で定める家畜は、家畜人工授精の用に供する豚である。）は、独立行政法人家畜改良センターが毎年定期に行う検査（以下「定期種畜検査」という。）を受け、農林水産大臣から種畜証明書の交付を受けているものでなければ、原則として種付け又は家畜人工授精若しくは家畜体外授精の用に供する精液の採取の用に供してはならないと規定されている。また、法第6条第3項においては、法第4条第1項第2号の規定により都道府県知事が臨時に行う検査に基づいて都道府県知事が交付する種畜証明書の有効期間は、検査の日から1か年を経過した日又は次の定期の検査の日のうちいずれか早い時までとされており、すなわち、検査の日から1年を限度とするが、1年以内であっても、その種畜が飼養されている地域で定期種畜検査が実施される場合には、その日までが有効期間とされている。

このような中、今般、馬の飼養者が、都道府県知事から種畜証明書の交付を受けた後、定期種畜検査を受けずに有効期間を経過したにもかかわらず、当該馬を種付けの用に供し、他人の飼養する雌馬に交配を行い、法第4条第1項の規定に反する事案が確認されたところである。

法に基づく種畜検査は、種畜の種付け等による伝染性疾患等の伝播防止と、優良な種畜利用による我が国における家畜の改良増殖を促進するために実施するものであり、このような事案が放置されれば、畜産振興の根幹に関わることから、貴会会員において、同様のケースが発生しないよう、改めて関係する家畜の飼養者、購買者等に対し、下記の内容の周知及び指導の徹底を図られたい。

記



- 1 都道府県知事が臨時に行った種畜検査に基づき種畜証明書の交付を受けた種畜（以下「当該種畜」という。）の飼養者は、当該種畜が飼養されている地域において定期種畜検査が行われる日以降も当該種畜を種付けの用に供する意思がある場合には、都道府県知事が交付した種畜証明書の交付日から1年以内であっても必ず定期種畜検査を受検する必要があること。
- 2 当該種畜が定期種畜検査を受検しなかった場合にあっては、都道府県知事が交付した種畜証明書は、都道府県知事が実施した検査の日から1か年を経過した日又は当該種畜が飼養されている地域において定期種畜検査が行われた日のうちいずれか早い日をもって失効することから、種畜証明書が失効した場合、飼養者は速やかに種畜証明書を都道府県に返納すること。